

三河港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和 7 年 6 月

三河港港湾管理者
愛 知 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 23 年 3 月 第 32 回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成 23 年 4 月 交通政策審議会第 41 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 26 年 10 月 第 36 回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成 27 年 2 月 第 37 回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成 28 年 5 月 第 38 回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成 30 年 3 月 第 40 回愛知県地方港湾審議会
- ・ 令和 6 年 4 月 第 41 回愛知県地方港湾審議会

の議を経た三河港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変 更 理 由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1. 専用埠頭計画	2

変更理由

田原地区に立地する企業の要請に基づき、内航船舶による効率的な建設残土の受入れに対応するため、田原地区において、専用埠頭計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 専用埠頭計画

1－1 田原地区

田原地区に立地する企業の要請に基づき、内航船舶による効率的な建設残土の受入れに対応するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深 6.1 m ドルフィン 1 バース [新規計画]



